定期巡回・随時対応型訪問介護看護の概要

定義

- ○「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」とは、
 - ・定期巡回訪問、または、随時通報を受け利用者(要介護者)の居宅を介護福祉士等が訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等を行うとともに、看護師等による療養上の世話や診療の補助を行うもの(訪問看護を一体的に行う場合)

または

・定期巡回訪問、または、随時通報を受け訪問看護事業所と連携しつつ、利用者(要介護者)の居宅を介護福祉士等が訪問し、入 浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等を行うもの(他の訪問看護事業所と連携し訪問看護を行う場合) のうち、いずれかをいう。

経緯

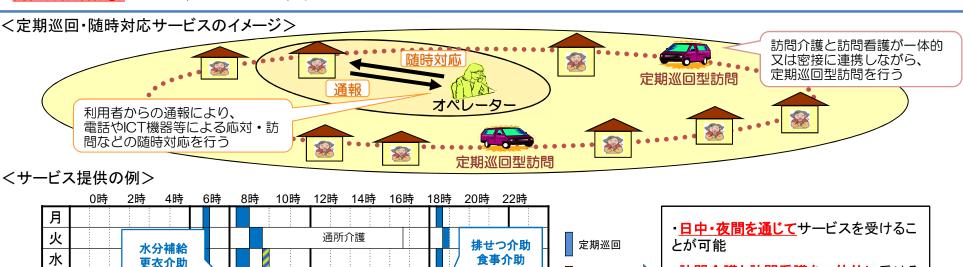
木

金

土

日

- 訪問介護などの在宅サービスが増加しているものの、<u>重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を24時間支える仕組みが不足</u>し ていることに加え、医療ニーズが高い高齢者に対して<u>医療と介護との連携が不足</u>しているとの問題がある。
- このため、①日中・夜間を通じて、②訪問介護と訪問看護の両方を提供し、③定期巡回と随時の対応を行う<u>「定期巡回・随時対応型</u> **訪問介護看護**」を創設(平成24年4月)。



体位変換

水分補給

通所介護

排せつ介助

食事介助

体位交換

随時訪問

訪問看護

・訪問介護と訪問看護を一体的に受ける

・定期的な訪問だけではなく、必要なとき

に随時サービスを受けることが可能

ことが可能

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基準

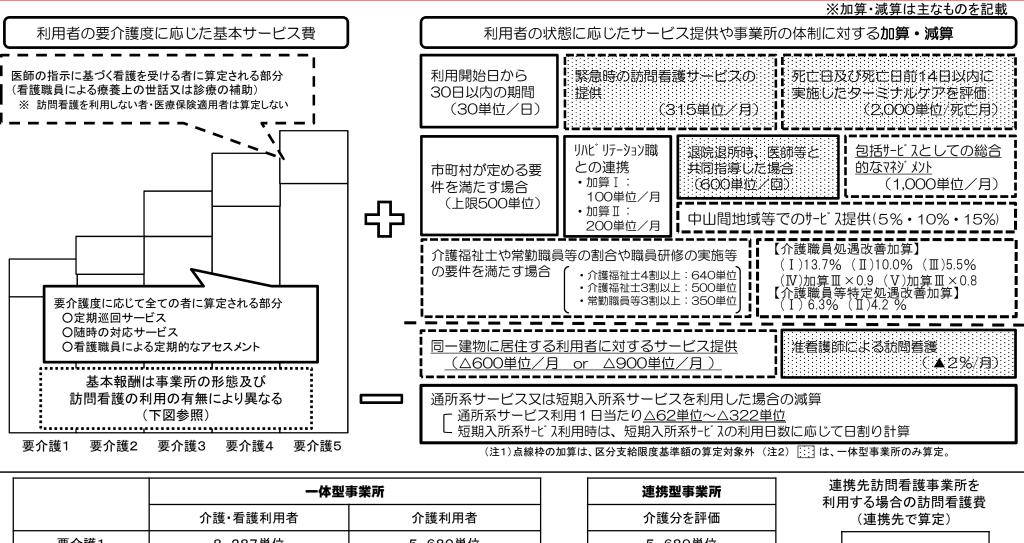
必要となる人員・設備等

職種		資格等	必要な員数等
訪問介護員等	定期巡回サービスを行う 訪問介護員等	実務者研修修了者 初任者研修修了者	・ 交通事情、訪問頻度等を勘案し適切に定期巡回サービスを提供する ために必要な数以上 ・ オペレーターと兼務可能。
	随時訪問サービスを行う 訪問介護員等		・ 常時、専ら随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員が1以上確保されるための必要数(利用者の処遇に支障がない場合、定期巡回サービスに従事することができる。) ・ オペレーターと兼務可能。
看護職員 (訪問看護サービスを行う職員)		保健師、看護師、准看護師 PT、OT、ST	・ 保健師、看護師、准看護師あわせて2.5以上、うち1名以上は常勤の保健師又は看護師(併設訪問看護事業所と合算可能)・ オペレーターと兼務可能・ 常時オンコール体制を確保
オペレーター (随時対応サービスを行う職員)		看護師、介護福祉士等(※) のうち、常勤の者1人以上 + 1年以上訪問介護のサービス 提供責任者として従事した者	・ サービス提供時間帯を通じて1以上確保されるために必要数 ・ 1名以上は常勤の看護師、介護福祉士等(※) ・ 利用者の処遇に支障がない範囲で、当該事業所の他職種及び同一敷 地内の他の事業所・施設等(特養・老健等の職員、訪問介護のサービ ス提供責任者、夜間対応型訪問介護のオペレーター)との兼務可能
計画作成責任者		看護師、介護福祉士等(※) のうち、1人以上	・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者であって看護師、介護福祉士等(※)のうち1名以上
管理者			・ 常勤・専従の者(当該事業所の職務や併設事業所の管理者等との兼務を認める。)

(※)・・・看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員

- ※1 訪問介護員等については、利用者の処遇に支障がない範囲で、他の施設等(加配されている者に限る)との兼務可能
- ※2 「オペレーションセンター」の設置は設備基準としては求めず、地域を巡回しながら適切に随時のコールに対応する形態も可能
- ※3 利用者がコールを行う、オペレーターがコールを受ける際の機器は、一般に流通している通信機器等の活用が可能
- ※4 オペレーターの資格について、旧訪問介護員2級及び初任者研修修了者は3年以上訪問介護のサービス提供責任者として従事した者

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の報酬

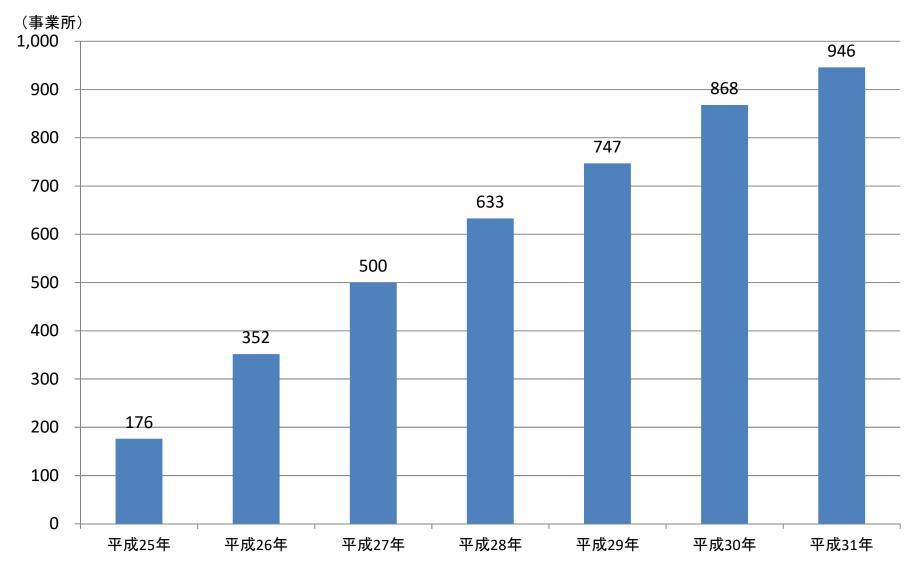


	一体型事業所	
	介護·看護利用者	介護利用者
要介護1	8, 287単位	5, 680単位
要介護2	12, 946単位	10, 138単位
要介護3	19, 762単位	16, 833単位
要介護4	24, 361単位	21, 293単位
要介護5	29, 512単位	25, 752単位

連携型事業所
介護分を評価
5, 680単位
10, 138単位
16, 833単位
21, 293単位
25, 752単位

世境元訪问有護事業所を 利用する場合の訪問看護費 (連携先で算定) 2,945単位 3,745単位

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の請求事業所数



- ※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。
- ※平成24年4月創設の当該サービスは、平成24年4月審査分に入らない。